第2回 石炭火力発電輸出への公的支援に関する 有識者ファクト検討会

一「質の高いインフラ」と環境社会配慮(環境十全性)一

2020年4月21日 法政大学国際文化学部 松本 悟

質の高いインフラ投資の推進のための G7伊勢志摩原則(2016年)

原則3:社会・環境面での影響への対応

質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならず、また、既存のMDBsの基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない。



国際的なベストプラクティスに沿ったセーフガード(社会環境・自然環境への配慮)の適切な運用は不可欠

日本の海外向け公的融資機関の 環境社会配慮ガイドライン

- 1999年10月の国際協力銀行(旧JBIC)設立時に、円借款と輸出 信用の統合ガイドラインを制定
- JBICの担当課長を中心に、外務省・財務省・経企庁・環境省の 担当課長(企画官)、NGO、研究者が参加した研究会を立ち上げ、 10か月間16回の会議を手弁当でしかも公開プロセスで開催。
- ・海外向けの公的融資における<u>社会環境と自然環境への配慮</u>を 統合的に議論。それまでの自然環境中心のガイドラインから、<u>社</u> 会影響及び開発プロセスにおける情報公開や住民参加も含め た国際的に高い水準の環境社会配慮ガイドラインに。
- NEXI、JICA、JETROが環境社会配慮ガイドラインを制定・改定
- ・国際影響評価学会(IAIA)など国際的に高い評価。タイやミャンマーの批判的なNGOや研究者の中にも評価の声がある。

JBIC環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立て 現地住民らからの不遵守による被害(蓋然性)の申し立て

受付年	プロジェクト名	結果
2007年	インド・デリー高速輸送システム建設	却下
2011年	パナマ・パナマ運河拡張プロジェクト	調査の結果不遵守は認められず。
2016年	インドネシア・西ジャワ州チレボン <u>石炭火</u> <u>力発電所</u> Unit1 プロジェクト	調査の結果不遵守は認められず。 適切な配慮等の必要性
2016年	インドネシア・中部ジャワ州セントラルジャワ <u>石炭火力発電所</u> プロジェクト	調査の結果不遵守は認められず。 社会的合意不十分等。
2017年	インドネシア・西ジャワ州チレボン <u>石炭火</u> 力発電所 Unit2 プロジェクト	手続きの暫定停止
2018年	ベトナム・ハイフォン市火力発電所1およ び2プロジェクト	却下(なおJBICは申立受理を半年 も遅滞)

- ・ 近年はインドネシアの石炭火力発電所が3件
- 不遵守の判断は難しいが、社会配慮上の問題点も指摘
- 日本の環境社会配慮への疑問(他国より環境十全なのか?)

検討会委員としての意見

- 脱石炭の国際的な潮流の中で、限定的であれ、なお海外の石炭火力発電所への公的支援を行う余地を残すのであれば、これまで以上にプロジェクトの環境社会配慮(環境十全性)の質を向上させることが重要。
- 相手国政府だけでなく現地住民らの社会的合意や支持を得ることが重要。
- ・高い水準の環境社会配慮が、SDGsなど相手国の健全な発展に寄与することを理解してもらうことが重要。
- JICA環境社会配慮ガイドライン助言委員会や外務省開発協力適正会議のような第三者によるチェック機能を拡充し、政府として、海外向けの公的支援に係る環境十全性を一層確保していくことが重要。